

薬剤師主導で進める業務の拡大

腎機能評価、配置薬見直し、疑義照会の代行回答など

社会医療法人仁生会 細木病院

【病院概要】 社会医療法人仁生会 細木病院

所在地：高知市大膳町37

診療科目：総合診療科、内科、外科、整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、緩和ケア科、放射線科、泌尿器科、脳神経外科、病理診断科、麻酔科 など

病床数：317床

薬剤師数：12名

社会医療法人仁生会細木病院は、一般病棟に加え、医療療養病棟や回復期リハビリテーション病棟などを備えたケアミックス型の病院です。病床数は317床で薬剤師数は10名(2017年3月現在)。決して薬剤師が多いわけではありませんが、2012年からの5年間で病棟薬剤業務や腎機能の評価、院外薬局からの疑義照会への代行回答など、いくつもの新たな業務に着手してきました。その背景には常に問題意識を持ち、主体的に行動する薬剤師の姿があります。



社会医療法人仁生会 細木病院
医療技術部長・薬剤室顧問

田中 昭夫 先生



社会医療法人仁生会 細木病院
薬剤室長

小松 めぐみ 先生

薬剤師が主体的に考え、 医政局長通知の具現化を図る

2010年4月に公布された厚生労働省医政局長通知『医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進』。チーム医療において薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが有益であると明記されており、薬剤師を積極的に活用することが可能な業務として9項目を挙げています。

同院では、高知医療センターの薬剤局長であった田中昭夫先

生が薬剤室の顧問に着任した2012年から、医政局長通知に基づいた薬剤師業務の拡大に努めてきました。田中先生は「薬剤師が主導すること、そしてきちんとした手順を踏むことが、業務拡大を図る上での重要なポイントです」と強調します。「誰かから指示があつて動くのではなく、薬剤師が主体的に考え、主導していかなければなりません。まず薬物治療の実情や課題などを把握します。そしてどんな課題にどうアプローチすればよいか、薬剤師にできることを考えていきます。取り組みの大枠が固まれば、幹部会議に諮り病院の理解を得て、医局会や各部署の責任者が集まる診療運営会議でその内容を周知し、実施に至ります。当院は民間病院ですから新しい業務を具体化する過程では、医師一人ひとりの意見を尊重する姿勢やどうすれば病院経営に貢献できるかという視点を持つことが、とりわけ重要になってきます」

このようなプロセスを経て、最初に取り組んだのが病棟薬剤業務でした。一般病棟と医療療養病棟(2病棟)に薬剤師を配置し、2012年6月から実施加算を算定しています。また、同業務の開始に合わせて、入院患者を対象とした腎機能の評価なども開始しました。以降も、配置薬の見直しや院外薬局からの疑義照会への代行回答、ガイドラインを用いた処方適正化などに順次着手(図1)。「薬剤師が主体的に動き、この5年間で19の業務を開始してきました。こうした積極性こそ、当院薬剤室の最大の強みといえるかもしれません」と田中先生は言います。

図1：薬剤室における5年間の取り組み

No	年月	主体的に取り組んだ新たな業務
1		病棟薬剤業務実施加算の算定開始(3病棟)
2		医療療養病棟における定期処方等の処方代行入力開始
3	2012年 6月	入院患者の腎機能評価と医師への処方提案を全面的に開始 ①
4		抗菌薬使用届出制・抗菌薬カンファレンスの開始
5		院内で発生した副作用情報の収集体制の整備
6	2012年 11月	整形外科の入院患者を対象に、看護師と協働した残数管理と入院処方に切り替える際の処方代行入力の開始
7	2013年 5月	病棟連携による喘息患者への吸入指導の開始
8	2013年 10月	全病棟(7病棟)を対象に配置薬の全面的な見直しと看護師が配置薬を使用した際に記載する「処方・注射指示実施伝票」の事後入力を薬剤師又は医療秘書が代行 ②
9	2014年 3月	後発医薬品の採用推進
10	2015年 2月	病棟連携による糖尿病療養指導の開始
11	2015年 4月	院外処方の疑義照会に対する医師の包括的指示と病院薬剤師の代行回答 ③
12	2015年 9月	6年制薬学生長期実務実習の受入開始
13	2016年 3月	院外処方箋にQRコードの印字開始
14	2016年 6月	「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」(日本老年医学会)を活用した処方適正化へ取り組み開始 ④
15	2016年 9月	消毒薬の使用実態調査と適正使用の推進
16	2016年 11月	抗がん剤レジメンオーダの導入開始
17	2017年 1月	院外処方箋における「一般名処方」の開始
18		回復期リハビリテーション病棟での病棟薬剤業務の開始
19	2017年 3月	薬剤総合評価調整加算の算定開始 ⑤

細木病院 薬剤室 提供

Ccrやe-GFRを算出して腎機能の評価 必要に応じて減量や中止、処方変更を提案

図1①の入院患者を対象とした腎機能の評価およびそれに基づいた医師への処方提案は、図2(次ページ)のフローに従って行われます。まず電子カルテで対象患者の血清クレアチニン値を確認し、Ccrもしくはe-GFRを算出。腎機能の低下が認められる場合は、持参薬や入院処方の用法用量などが適切かどうかアセスメントを行い、その結果を電子カルテに入力します。中止や減量、代替薬への変更が必要と考えられれば医師に処方提案を行います。

腎機能評価に基づいた処方提案について医師にアンケートをとったところ、「とても良い」とする回答が6割、「良い」が4割を占め、否定意見はなかったそうです。自由回答では「高齢者では投与量を悩む症例もあり、提案はありがたい」「専門的意見の介入で安全な投与が可能になる」といった意見が聞かれるなど、医師の評価は極めて高いといえます。さらに「医師と薬剤師の意識も変化してきています」と語るのは、薬剤室長の小松めぐみ先生です。

「腎機能に注意すべき、という医師の意識は以前より強くなったように思います。この取り組みを始めるまで、腎機能に基づいた用量調整や処方変更提案を積極的に行っていなかったことを考

えれば、私たち薬剤師にも同じことが言えますね」

2012年に開始した当初は一般病棟と2つの医療療養病棟の入院患者のみで行っていましたが、現在は回復期リハビリテーション病棟にも対象を拡大しています。早ければ今年から地域包括ケア病棟でも行う予定だそうです。

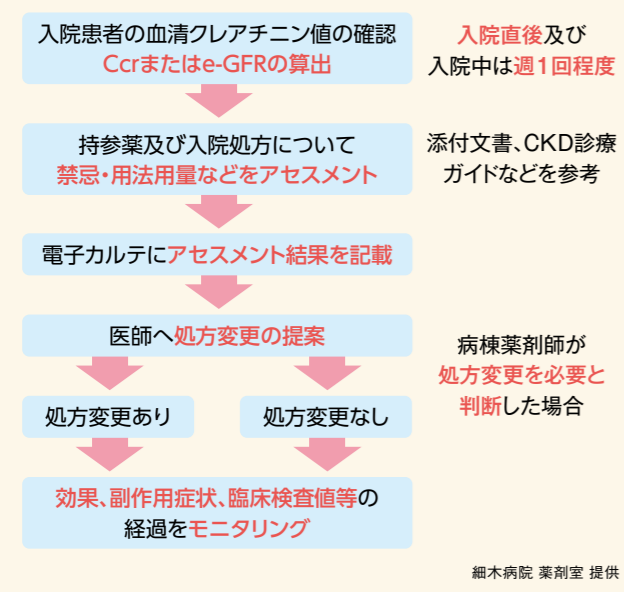
不安を軽減させるアプローチで、 病棟配置薬の品目数を半減

配置薬の見直し(図1②)にあたっては、事前に配置薬の使用量調査を行いました。小松先生は言います。

「あれば使うかもしれない、という消極的な理由でストックされている薬剤もありました。また、日中に必要になることの多い薬剤は、薬剤室に連絡をもらえれば薬剤師が対応しますから、わざわざ病棟に備えておく必要はありません。以上のことを考慮して、薬剤師が不在の夜間や緊急時に必要となる薬剤を中心とした配置薬の見直し案を作成しました」

見直し案をもとに行った医師や看護師との協議では、配置薬削減を不安視する声もあったそうですが、「どうしても必要ということであれば元に戻します、と説得しました」と小松先生。結果、配置薬の品目数は概ね半減しました。見直しによって医師や看護師の業務に支障が生じることもなく、「薬剤の再追加

図2：腎機能評価と処方提案の流れ



もほとんどない」(小松先生)とのことです。

また、このときから看護師が配置薬を使用した際に医師が記載する『処方・注射指示実施伝票』の事後入力を、薬剤師や医療秘書が代行しています。「入力漏れや入力遅延に起因する配置薬の定数管理の不備が改善されたほか、医師の業務負担を軽減することもできました」と田中先生は言います。

医師の同意を得てプロトコルを作成 薬局からの疑義照会に薬剤師が代行回答

同院では、院外の薬局から寄せられる疑義照会のうち、半数近くの回答を薬剤師が代行しています(図1③)。田中先生はその経緯を次のように振り返りました。

「薬局が疑義照会をすると、患者さんを待たせてしまうことになります。一方で疑義照会の内容は残薬調整による日数変更や一包化調剤の指示など、病院薬剤師が判断して回答できるものも少なくありません。効率化が可能だと考えました」

まず、薬剤師の判断で保険薬局への回答が可能と考えられる疑義として9項目をリストアップ(図3)。各項目について薬剤師による代行回答が可能かどうか医師に意識調査を行い、疑義照会対応プロトコルを作成しました。

「意識調査では、ほとんどの医師からすべての項目について代行回答の承認いただいたのですが、特定の項目に関して事前の相談を求める医師もいました。したがって、たとえばA先生の場合は9項目すべての回答を代行するけれど、B先生の場合は処方日数の短縮のみ相談してから回答する、といったように処方医に合わせてフレキシブルに対応しています。中小病院ならではの

工夫といえるかもしれませんね」(田中先生)

もともと薬局からの疑義照会には、薬剤師が中継して医師に報告し、医師からの回答を再び薬剤室を通してFAXで薬局に送信するという流れで対応していました。現在は、プロトコルを定めた疑義照会に関しては電子カルテを確認するなどして回答を代行、すなわち医師に報告する頻度が減り、病院薬剤師の負担は軽くなったといいます。もちろんこの取り組みに対する医師や薬局の評価も高く、薬局の薬剤師からは「回答が早くなり疑義照会しやすくなった」「待ち時間の短縮につながった」といった声が聞かれているそうです。

起きてからではなく起きる前 副作用を未然に防ぐために

2016年6月から、医療療養病棟に入院する患者さんを対象に、日本老年医学会の『高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015』(以下、ガイドライン)を用いた処方の適正化に取り組んでいます(図1④)。ガイドラインの[特に慎重な投与を要する薬物のリスト]に記載された薬剤を服用している患者さんをピックアップし、同じくガイドラインの[使用フローチャート]を用いて、減量や中止、代替薬への変更などを医師に提案しています。

ただし、介入の対象となる薬剤はリスト薬すべてというわけではなく、「まずは服用患者の多い利尿薬やH2受容体拮抗薬などから開始しています」と小松先生。H2受容体拮抗薬を例に処方適正化の一連の流れを次のように説明してくれました。

「2016年6月の時点でH2受容体拮抗薬を処方されていたのは8例でした。使用フローチャートに沿って、[減量・中止]が可能と判断できた症例が6例。[代替薬への変更]が適切と考えられた症例が2例でした。この結果に基づいて医師に処方提案を行ったところ、[減量・中止]の6例中2例は慎重に継続となりました。一方で2例は中止、1例は減量、1例は代替薬に変更となり、[代替薬への変更]の提案は2例とも受け入れられました」

図3：薬剤師による代行回答が可能な疑義照会

- 用法用量が不適切(入力誤り等)
- 処方日数が不適切(入力誤り等)
- 処方日数短縮(外用薬の本数変更を含む)
- 処方日数延長
- 調剤方法(一包化調剤・ヒート調剤)変更
- 外用薬の使用部位
- 院外処方箋の試用期間(4日間)延長
- 不要と思われるコメントの削除
- その他

細木病院 薬剤室 提供

症例数は少ないものの8例中6例、7割超で薬剤師の提案を受け減量や中止、処方の変更がなされていると考えれば、取り組みのインパクトは決して小さくないといえるでしょう。

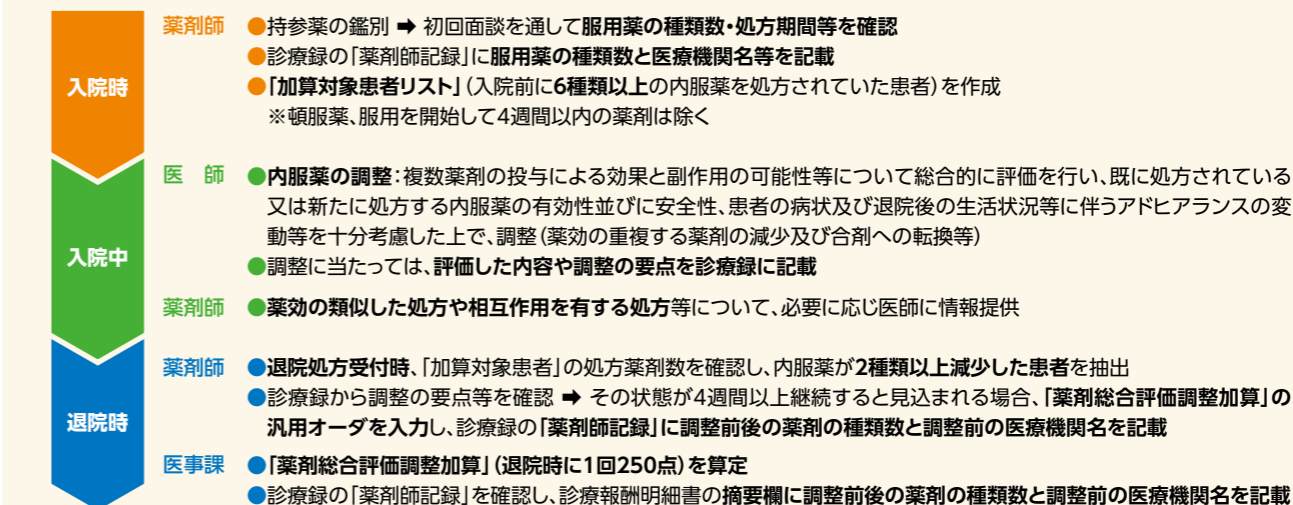
また、2017年3月からは薬剤総合評価調整加算の算定も開始しました(図1⑤)。

「算定の大まかな流れとしては、まず入院時の持参薬鑑別の際に薬剤師が服用薬の種類や数、処方期間などをチェックします。そして6種類以上の内服薬を処方されていた患者さんを[加算対象患者リスト]に記載します。リストの患者さんに関しては退院時に処方薬剤数を確認し、入院中に2種類以上の薬剤が減少し、なおかつその他の要件も満たしていれば加算を算定することになります(図4)。なお、入院中の薬剤調整の要点を診療録に記載することが算定要件の1つであり、その点については事前に医局会等で医師に説明をしました」(小松先生)

始めて間もないこともあり、「算定件数はまだわずか」だと小松先生は言います。同院に限ったことでありませんが、患者さんの状態が安定している場合、仮に不要と考えられる薬剤が処方されていたとしても、中止や変更を躊躇する医師は少ないのが実情です。「入院中にいかに適正なかたちで薬剤を減らしていけるか、これまで以上に問われていくことになります」と田中先生は今後の課題に言及します。

「先のガイドラインのリスト薬を服用していたとしても、おそらく問題なく継続できるケースのほうが多いでしょう。ただ、10名中1名でも問題が生じるリスクがあるとすれば、それを未然に防ぐアプローチをしていくべきだと思います。これまで副作用には起きてから対応してきたわけですが、医師も薬剤師も考え方を変えていかなければならないと感じています」

図4：薬剤総合評価調整加算算定の流れ



細木病院 薬剤室 提供

薬局への臨床検査値の情報提供を視野 地域包括ケア病棟に薬剤師を

驚くべきことに、さまざまな業務を開始してきたこの5年間、一度も薬剤師は増員していないそうです。今年4月によやく2名増員され、12名体制となりました。田中先生も小松先生もさらなる業務の拡大を視野に入れており、臨床検査値の開示や地域包括ケア病棟への薬剤師の配置について言及しました。

「以前、院外処方箋への13項目の検査値印字を幹部会議に提案したことがあります。そのときは[病院でも検査値の説明をしており、薬局で異なる説明をされると困る]など慎重な意見がほとんどでした。ですが、腎機能の評価などを継続してきたこともあり、医師も以前よりは薬剤師が検査値をチェックする意義を感じてきています。開示する項目を減らし、2回分の検査値を印字するという方向で、再度、幹部会議に提案するつもりです」(田中先生)

「地域包括ケア病棟は病棟薬剤業務実施加算の対象病棟ではありませんが、[薬剤師が必要]との意見もあり、現在は他病棟を担当する薬剤師が医師や看護師からの依頼に応じて介入するかたちをとっています。同病棟の重要性は今後も高まっていくことが予想されますから、担当の薬剤師を配置すべきでないかと考えています」(小松先生)

人員が限られていても、薬剤師全員が前向きな姿勢を持って主体的に動き、きちんと手順を踏んで院内の理解を得ていけば、業務の拡大と継続的な実践が可能——同院薬剤室のこの5年間の歩みはそれを物語るものであり、人員が増えた今後は、医師や看護師、患者さんや家族、地域の薬局、病院経営などに、より幅広く、深く貢献していくことが期待されます。